

職業紹介優良事業者認定制度 自主点検表

【申請事業主の概要等】

事業主名 代表者名 代表者印			
許可・届出受理番号		区分	1有料紹介
			2無料紹介
主たる事業所所在地			
主たる事業所の 職業紹介責任者	氏名：	役職・所属部署：	
	連絡先電話：	FAX：	
	メール：		

本点検表を、自社の業務の点検にご活用ください。

職業紹介優良事業者認定の申請のため、自主点検表を審査機関に提出する際には、代表者及び主たる事業所の職業紹介責任者の承認を得て押印の上、提出してください。

申請の際は、自主点検表と別表1の「法令遵守チェックリスト」も記入して、合わせて提出ください。

[自主点検表記入上の留意点]

- 自主点検表の各設問は「審査認定チェックリスト」「よくある質問FAQ」を参照しながら記入してください。
- 直近における紹介事業の実態に即して、ご回答ください。
- 各設問について、「はい・いいえ」のいずれか該当する方を○で囲んでください。
- 申請者記入欄には、判断根拠、確認資料などを必要に応じて記入してください。

1. 概要

(1) 自主点検の目的

「自主点検表」を用いて点検を実施することにより、自社において職業紹介事業における各業務のレベルが、一定の基準をクリアしているか判断できます。また、自社で不足している項目を洗い出すことにより、業務の水準を向上させることに寄与できます。

職業紹介優良事業者に認定の申請をする際には、「自主点検表」を事前準備に活用することができ、認定の可否の目途を付けることができます。

(2) 職業紹介優良認定の申請に用いる場合

優良事業者の認定申請を行う際には、自主点検において基準をクリアしている項目は、それを証明する資料（証憑、各種記録など）を準備して、審査に備えてください。また、不足している部分に関しては、再度業務を見直し、審査実施日までに是正が可能な判断を行い、可能であれば、その改善策を策定し実施してください。

現状でクリアしている項目と、改善可能な項目で全体の基準が満たされるかを判断してください。

2. 自主点検表

●自主点検表の記号および認定ラインについて

「申」は申請要件（7項目）であり、1～7までの要件の全てを満たさないと優良認定の申請ができません。

「必」は必須項目（有料事業者：18項目、無料事業者：17項目）であり、すべて満たす必要がある項目。

「基」は基本項目（有料事業者：47項目、無料事業者：45項目）であり、基本的な項目、項目ごとに1点配点。（有料事業者：47点満点、無料事業者：45点満点）

「加」は加点項目（有料事業者：15項目、無料事業者：13項目）であり、基本項目より更に上を目指し他項目、項目ごとに1点または2点配点。（有料事業者：30点満点、無料事業者：26点満点）

基本項目および加点項目の認定ラインは、

有料事業者：「基本項目」のみで40点以上、かつ「基本項目+加点項目」で64点以上

無料事業者：「基本項目」のみで38点以上、かつ「基本項目+加点項目」で59点以上

●誓約書について

以下の審査項目に関しては、誓約書の提出が必要となります。

誓約書（別表2-1）申請要件：4、5、7、審査項目：21、28、76、79

誓約書（別表2-2）審査項目：10

【申請要件】

		申請要件	自主点検	申請者記入欄（エビデンス等）
申	1	職業紹介事業の許可取得・届出より3年以上経過しており、有料職業紹介事業者は、直近3年間に於いて職業紹介事業としての売上げ実績（手数料収入）が、每期350万円以上ある。	はい いいえ	
申	2	直近3年間に於いて、2期連続赤字決算（兼業事業を含む納税申告ベース）がない。	はい いいえ	
申	3	直近3年間に於いて、基準資産（純資産）が、「許可・届出事業所数×500万円以上」ある。	はい いいえ	
申	4	紹介事業許可要件における欠格事由に該当せず、直近3年間に行政処分等を受けていない。	はい いいえ	
申	5	直近5年間に於いて、雇用する労働者について労働関係法令に重大な違反をしていない。	はい いいえ	
申	6	認定日の属する月の前月から遡る12か月間における月平均法定時間外労働時間が60時間以上の労働者がいない。	はい いいえ	
申	7	その他、本制度の趣旨に照らして問題となる事実が認められない。	はい いいえ	

【審査項目】

I 経営の安定性			自主 点 検	申込者記入欄（エビデンス等）
1. 経営方針、過去実績				
① 経営理念、経営方針、数値目標等を策定し、職業紹介事業者としての進むべき方向を明確に示している。				
必	1	紹介事業に関する経営理念、方針等は文書化され、明確に示されている	はい いいえ	
基	2	計画・目標は数値化されている	はい いいえ	
基	3	役職員に周知徹底している	はい いいえ	
2. 財務基盤、収益性			自主 点 検	申込者記入欄（エビデンス等）
① 基準資産額が一定水準以上あり、安定した収益性がある。				
加	4	直近3年間において、営業損益・経常損益が赤字でない ※ 無料職業紹介事業者は適用外	はい いいえ	
加	5	直近3年間において、基準資産（純資産）が、「許可・届出事業所数×1000万円」以上ある ※ 直近2年間において「許可・届出事業者数×1000万円」以上ある場合は加点1点とする ※ 無料職業紹介事業者は適用外	はい いいえ	
II 法令の遵守			自主 点 検	申込者記入欄（エビデンス等）
1. コンプライアンス体制				
① 法令を遵守するための体制が整備されている。				
必	6	法令遵守に関する社内規程が定められている	はい いいえ	
基	7	法令遵守担当の役割・権限が社内規程に定められ、明確化されている	はい いいえ	
基	8	法令遵守に関する教育・研修を計画的に実施している	はい いいえ	

② 定期的に内部検査を実施して法令遵守状況を把握している。				
加	9	法令遵守について、内部検査に関する社内規程を定め、内部検査を年間2回以上実施している	はい いいえ	
		※ 年1回実施している場合は加点1点とする		
2. 法令遵守			自主 点検	申込者記入欄（エビデンス等）
① 職業紹介事業に関連する法令を遵守している。				
必	10	関連法令を遵守している	はい いいえ	
3. 個人情報保護と求人者情報管理			自主 点検	申込者記入欄（エビデンス等）
① 個人情報保護と求人者情報管理に関する教育・研修を定期的に行っている。				
加	11	特に重要な事項について少なくとも年間1回以上教育・研修を実施している	はい いいえ	
② 情報の漏えいについて具体的な防止対策が施されている。				
必	12	個人情報管理に関する社内規程があり、漏洩防止具体策が明文化されている	はい いいえ	
基	13	求人者情報管理に関する社内規程があり、漏洩防止対策が明文化されている	はい いいえ	
③ 情報漏えいがないか把握している。				
加	14	内部検査に関する社内規程を制定し、パソコン、メール、FAX、外部記憶装置等からの情報漏えいについて年間2回以上検査している	はい いいえ	
		※ 年1回実施している場合は加点1点とする		
Ⅲ 業務の適正運営			自主 点検	申込者記入欄（エビデンス等）
1. 求人開拓等				
① 求職者にマッチした求人先の開拓				
基	15	求職者情報をデータベース化し、求人者担当と共有化している	はい いいえ	
基	16	求人開拓の責任者（担当者）が明確化されている	はい いいえ	

② 適正な宣伝広告				
基	17	ホームページ(HP)の開設、または、会社案内(営業パンフレット)を作成している	はい いいえ	
必	18	手数料の取扱い(手数料の料率、対象となる賃金の範囲、返戻金制度、成功報酬制等)をHPで公開している	はい いいえ	
基	19	取り扱う範囲(限定職種、地域、求職者等)をホームページや会社案内(営業パンフレット)に表示している	はい いいえ	
基	20	紹介所の特徴、強み、得意とする業界などをアピールしている	はい いいえ	
③ 公正競争				
必	21	同業者間での談合(価格協定)や採算度外視した料率を武器に営業する等不公正な取引を行っていない ※ 無料職業紹介事業者は適用外	はい いいえ	
2. 求職者募集			自主 点検	申込者記入欄(エビデンス等)
① 求人案件にマッチした求職者等の募集				
基	22	求人情報をデータベース化し、求職者担当と共有化している	はい いいえ	
基	23	求職者募集の責任者は明確化されている	はい いいえ	
② 適正な募集行為				
必	24	個人情報取得ガイドラインに反するような方法で個人情報を取得していない	はい いいえ	
基	25	求職申込書、求職登録票、アンケート調査票等本人から直接個人情報を取得する書面には、当該書面により取得される個人情報の利用目的を併せて記載する等により、当該利用目的が明示されている	はい いいえ	
基	26	要配慮個人情報は、個人情報保護法で定める例外を除き、特別な職業上の必要性が存在するか、その他業務の目的達成に必要な不可欠な場合であって、収集目的を示して本人から収集する場合を除き取得していない	はい いいえ	

必	27	求職者の意向に反した執拗（迷惑）なスカウト行為をしていない	はい いいえ	
必	28	適正な紹介行為を阻害することが無いよう、求職者に社会通念上相当の範囲を超える金銭等を提供していない。	はい いいえ	
3. 求人受付			自主 点検	申込者記入欄（エビデンス等）
① 求人案件の詳細かつ具体的な把握				
基	29	求人申込書（求人票）には具体的な情報（求人企業情報、応募資格・要件、採用方法、仕事内容、職場環境等）が記載されている	はい いいえ	
必	30	学校卒業見込者等の求人申込については、求人者に対して、全ての青少年雇用情報を提供するように働きかけている。また、学校卒業見込者等から個別に照会があった場合は、求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求め、照会結果（情報が得られなかった場合を含む）を当該照会者に伝えている	はい いいえ	
必	31	求職者が誤解を受ける可能性のある求人については、その内容をよく確認している	はい いいえ	
加	32	新規取引先は求職者を紹介する前に訪問し、その内容を記録（映像含む）している	はい いいえ	
② 求人票（労働条件等の明示）の受理と点検				
基	33	求人申込みは書面・メール等で受けている	はい いいえ	
基	34	求人の有効期間について、説明・確認をしている	はい いいえ	
必	35	差別的な表現や法令違反（社会保険、最低賃金、不法就労等）の求人申込ではないかチェックしている	はい いいえ	
③ 取引契約書の締結				
基	36	紹介業務を行う前に基本契約書を締結している	はい いいえ	
基	37	基本契約書の内容は問題ない（基本的な項目が洩れていない、差別的な取扱いなど不適切な条項が入っていない）	はい いいえ	

④ 反社会的企業や問題ある企業等との取引				
必	38	各地方公共団体の定める暴力団排除条例や公然となった取引企業の犯罪（外国人の不法就労助長等）等を役職員と共有し、暴力団関連企業、法令遵守に問題のある企業に適切に対応している	はい いいえ	
必	39	若者雇用促進法第11条に基づき公共職業安定所が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人者の申し込みは、受け付けないよう措置を講じている	はい いいえ	
⑤ 採用に関する提案、コンサルティング				
加	40	求人者毎に、年間4回以上、適切な内容の情報を提供している ※ 求人者毎に年2回以上情報提供している場合は加点1点とする	はい いいえ	
⑥ 求人情報の管理				
基	41	有効期間の定めのない求人申込みがない	はい いいえ	
基	42	求人管理簿に有効期間の記録がなされている	はい いいえ	
基	43	求人の受付から一定期間（3ヶ月以上）メンテナンスをしていない求人申込みはない	はい いいえ	
4. 求職受付等			自主 点検	申込者記入欄（エビデンス等）
① 差別的な取扱いの禁止				
必	44	求職申込受理、職業紹介、職業指導等にあたって差別的な取扱いをしていない	はい いいえ	
② 求職者の希望、能力、適性把握				
基	45	新規申込の求職者と面談して、希望・能力・経歴・適性を把握している	はい いいえ	
基	46	面談等は求職者一人毎にプライバシーが保たれる方法で行われている	はい いいえ	
基	47	求職者の面談記録は保管されている	はい いいえ	

加	48	求職者に就業上重要な保有資格を確認するとともに、経歴・学歴の空白期間等について把握し、必要な確認をしている	はい いいえ	
③ 求人案件の説明				
基	49	労働条件等の法定事項以外の求人案件の説明についても文書・メール等で行っている	はい いいえ	
基	50	説明内容は求職者にとって適切・十分な内容(求人企業情報、応募資格・要件、採用方法、職場環境等)となっている	はい いいえ	
④ 転職・就職ノウハウ提供				
基	51	履歴書等の添削助言、企業面接のアドバイスを実施している	はい いいえ	
基	52	求職者向けのアドバイスに関する社内マニュアル等がある	はい いいえ	
⑤ キャリアコンサルティング				
加	53	キャリアコンサルティングの実施に関する社内マニュアルやその担当者(責任者)を定めている	はい いいえ	
加	54	キャリアコンサルティングを希望する求職者に対し、キャリアコンサルティングを行う際は必ず有資格者が対応している	はい いいえ	
⑥ 求職情報の管理				
基	55	有効期間の定めのない求職申込みがない	はい いいえ	
基	56	求職管理簿に有効期間の記録がなされている	はい いいえ	
基	57	求職の受付から一定期間(3か月以上)メンテナンスをしていない求職申込みはない	はい いいえ	
⑦ 求職者研修の実施				
加	58	希望する求職者向けにビジネスマナーや就業予定業務の基礎、その他能力開発を支援するための研修等を実施している	はい いいえ	

5. 紹介あっせん			自主 点検	申込者記入欄（エビデンス等）
① 営業活動				
基	59	求職者情報と求人情報のマッチング分析を踏まえて求人開拓や求職者の開拓を行い、計画的に支援している	はい いいえ	
② 紹介実績				
基	60	求職者について、受付から一定期間（2週間）経過しても紹介がなされていない案件について、把握・分析し、フォロー（経過説明等）をしている	はい いいえ	
基	61	求人者について、受付から一定期間（2週間）経過しても紹介がなされていない案件について、把握・分析し、フォロー（経過説明等）をしている	はい いいえ	
③ 責任ある紹介あっせん				
基	62	全ての紹介案件に紹介状等を発行している	はい いいえ	
基	63	面接同行や立会を積極的に行っている	はい いいえ	
基	64	面接を設定（時間、場所、交通費支給等）する際に、求職者の意向を求人者に働きかけている	はい いいえ	
基	65	求職者から個人情報を取得する場合は、第三者提供に同意する旨の書面を取付けている	はい いいえ	
基	66	求人者に履歴書等の求職者の個人情報を提供する場合は、求職者から第三者提供の同意を得ていることを説明し、同意書の添付を求められた場合は添付している	はい いいえ	
基	67	第三者提供した場合は、提供先や提供した個人情報等を記録している	はい いいえ	
④ 苦情への対応				
必	68	苦情相談に関する社内規程がある	はい いいえ	
基	69	ホームページなどで苦情処理窓口を明らかにしている	はい いいえ	

基	70	求人内容と就業実態が異なるなどの苦情が求職者から寄せられている場合には、その事実を求人者に確認し、必要に応じて求人票の修正を求める等の対応を行っている	はい いいえ	
加	71	苦情相談情報を記録し、勉強会・研修会により、職業紹介に従事する者の中で共有が図られている	はい いいえ	
6. 紹介後のフォロー			自主 点検	申込者記入欄（エビデンス等）
① 短期退職した場合の紹介事業者の対応				
基	72	基本契約書に返戻条項がある ※ 無料職業紹介事業者は適用外	はい いいえ	
基	73	パンフレット・HPなどで短期退職返戻について説明している ※ 無料職業紹介事業者は適用外	はい いいえ	
② 紹介結果の利用者満足度等				
加	74	求人者、求職者の意見や評価を取得する制度が構築されており、アンケート結果等を従業員に開示するなど事業運営に役立てている	はい いいえ	
加	75	不成立案件の原因分析を行い、求人・求職者に対するフォローをしている	はい いいえ	
③ 紹介で就職した者への転職勧奨				
必	76	紹介で就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る）に働きかけて求職の申込をさせるなどの再転職を目的とする勧奨をしていない	はい いいえ	
IV その他			自主 点検	申込者記入欄（エビデンス等）
1. 情報公開				
基	77	法令で定めるもの以外の情報（経営方針等）についても公開している	はい いいえ	
2. 就職困難者への取組み			自主 点検	申込者記入欄（エビデンス等）
加	78	就職困難者が働ける就業先（求人者）を開拓し、人材活用に注力している	はい いいえ	

3. 再就職支援			自主 点検	申込者記入欄（エビデンス等）
必	79	再就職支援を行う場合は、退職の強要・ 勸奨等を行っておらず、支援を受けるこ とに係る再就職支援対象者の同意を明示 的に確認している	はい いいえ	
4. 従業者に対する教育			自主 点検	申込者記入欄（エビデンス等）
基	80	職業紹介責任者は、従業者に対する職業 紹介の適正な遂行に必要な教育を計画的 に実施している	はい いいえ	

法令遵守チェックリスト

● 法令遵守の審査は、本チェックリストを用いて行います。

● 自主点検、は、○×で記入してください。

事業所名 : 自主点検実施者 : 自主点検実施日 :

審査認定機関 : 担当審査員名 : 審査実施日 :

No	法令	審査項目	自主点検	申請者記入欄
1	職安法 第32条の10	有料職業紹介事業者は、自己の名義をもって、他人に有料の職業紹介を行わせてはならない。		
2	職安法 第32条の11第1項及び 施行規則第24条の3	港湾・建設の職業を紹介してはならない。（※有料職業紹介所のみ）		
3	職安法 第32条の3第1項、第2項、 施行規則第20条第1項、第2項、第4項、 附則第4項	職業紹介に関し、法定手数料、届出手数料以外に、いかなる名義でもその実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。		
4	職安法 第32条の7第1項	所定の項目に変更があった場合は、所定期日内に届け出しなければならない。		
5	職安法 第32条の14	事業所ごとに専属する職業紹介責任者を選任しなければならない。		
6	職安法 第32条の15	事業所毎に法定帳簿を作成し、備え付けねばならない。		
7	職安法 第44条	法第45条に規定する場合を除き、労働者供給事業を行ってはならない。		
8	職安法 第51条第1項	業務上知り得た「人の秘密」を他に漏らしてはならない。		
9	職安法 第65条第8号	虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して職業紹介してはならない。		

No	法令	審査項目	自主 点検	申請者記入欄
10	職安法 第65条第9号	労働条件が法令に違反する工場事業場等のために職業紹介してはならない。		
11	職安法 第5条の3第1項、第2項、施行規則第4条の2	求人者は紹介事業者に対して労働条件等を明示しなければならない。又、紹介事業者は求職者に対して、労働条件等を明示しなければならない。		
12	職安法 第32条の13、施行規則第24条の5	紹介事業者は、求人者・求職者から求人・求職の申込みを受理した場合は速やかに、取扱い職種の範囲等を明示しなければならない。		
13	職安法 第51条第2項	業務上知り得た個人情報や求人者等に関する情報をみだりに他に知らせてはならない。		
14	個人情報保護法第23条	本人の同意なくして、個人データを第三者に提供してはならない。		
15	雇用対策法 第10条	募集・採用について、法令で定める以外を除いて、年齢差別をしていない。(※)		
16	男女雇用機会均等法 第5条、第6条、第7条	募集・採用、配置・昇進等について、性差別及び間接差別をしていない。(※)		
17	労働基準法 第24条 (職安法第44条)	雇用主は賃金を労働者に直接支払っている。 (間接払いをしている場合は労働者供給事業に該当しないか→項目6へ)		
18	入管法 第73条	外国人の不法就労に関するあっせんをしていない。		
19	障害者雇用促進法 第34条 第35条	募集・採用及び採用後の待遇(配置・昇進等)について、障害者であることを理由とする差別をしていない。(※)		
20	障害者雇用促進法 第36条の2 第36条の3	募集・採用及び採用後に、障害者の申出等により、障害の特性に配慮した必要な措置を講じている。(※)		

No	法令	審査項目	自主 点検	申請者記入欄
	第36条の4			

※ 優良認定申請者が雇用する労働者について確認する。

3. 集計表

以下の表に「はい」「いいえ」の合計数を記入してください。

点検結果は、職業紹介優良事業者認定の目安です。

優良認定に向けて不足する項目を把握することに、お役立てください。

【有料職業紹介事業者】

区分	点数	自主点検結果			判定基準	不足項目の項番	
		はい	いいえ				
申請条件	7				全てクリアしているか		
審査項目	必須項目	18				全てクリアしているか	
	基本項目	47(※1)				(×1点)で40点以上か	
	加点項目	—	①[2点]	②[1点]	[0点]	—	
		15				—	
		計(※2)			—	①(×2点)+②(×1点)	
基本+加点	—			—	(※1)+(※2)で64点以上か		

【無料職業紹介事業者】

区分	点数	自主点検結果			判定基準	不足項目の項番	
		はい	いいえ				
申請条件	7				全てクリアしているか		
審査項目	必須項目	17				全てクリアしているか	
	基本項目	45(※1)				(×1点)で38点以上か	
	加点項目	—	①[2点]	②[1点]	[0点]	—	
		13				—	
		計(※2)			—	①(×2点)+②(×1点)	
基本+加点	—			—	(※1)+(※2)で59点以上か		

参考（有料職業紹介事業者の場合の記入例）

区分	点数	自主点検結果			判定基準	不足項目の項番	
		はい	いいえ				
申請条件	7	7		0	全てクリアしているか		
審査項目	必須項目	18			0	全てクリアしているか	
	基本項目	47(※1)			3	(×1点)で40点以上か	8, 52, 62
	加点項目	—	①[2点]	②[1点]	[0点]	—	
		15	10	2	3	—	0点：53, 54, 74 1点：9, 14
		計(※2)		22		—	①(×2点)+②(×1点)
基本+加点	—			66	—	(※1)+(※2)で64点以上か	